

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時30分)

日程第2「議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町寄自然休養村管理センターの施設の維持管理及び整備に要する財源を確保するとともに、地域振興を図るため、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明は終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼観光経済課長 それでは、議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

寄自然休養村管理センターは、寄地区の交流拠点の施設といたしまして、大規模改修を実施し、利用ニーズの高い施設環境の整備を図っています。利用に供するに当たり、施設の維持管理及び整備に要する財源を確保するとともに、地域振興を図るため、条例の一部改正をするものでございます。内容等につきましては、趣旨の改正及び寄自然休養村管理センターを利用するに当たっての利用料金を改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。資料をおめくりいただきまして、横面の参考資料1を御覧ください。新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案でございます。

まず、第1条の趣旨、現行の観光農業を観光農業並びに地域振興に改めるものでございます。別表2（第6条関係）の表の見出し、現行の宿泊料金を宿泊料金・入浴料金に改めるものでございます。表中の宿泊料の現行の室料1室4,000円、宿泊者1名につき2,500円を宿泊者1名につき（大人）1万円、宿泊者1名につき（小人）7,000円に改め、また、浴場を設けますので、入浴料、利用者1名につき（町内）500円、利用者1名につき（町外）1,000円に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。参考資料2で2ページにわたるものでございます。令和7年11月19日開催の議会全員協議会で説明した資料でございます。

お戻りいただきまして、議案2ページ目の条例の本文、附則となります。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第57号の説明とさせていただきます。御審議のほどお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 1 番 北 村 全協のときにもお聞きしたんですけれども、ここ最近の町内の利用者っていらっしゃるんですかね。お願いいたします。
- 参事兼観光経済課長 町内の宿泊者はいませんでした。
- 1 番 北 村 令和6年。
- 参事兼観光経済課長 はい。
- 議 長 ほかにございますか。
- 3 番 吉 田 この前、全協のときに、シャワーの設置についてもちょっとお話も出たんですけれども、これはどこにどのようなものができるのかということと、入浴料について収支をどのように考えているか。それと入浴施設は何日営業されるのか。それから宿泊の件ですけれども、宿泊客は1名でも可能なのか。それとどれくらいの宿泊客を想定しているのかと。周辺の民間の宿泊施設への宿泊状況はどれくらいと読んでいるのかについてちょっとお伺いしたいと思います。
- 参事兼観光経済課長 1つずつ、お願いいたします。まず1つ目は。
- 3 番 吉 田 1つ目は、シャワーはどこにどのようなものが予定されているのかということ。
- 参事兼観光経済課長 シャワーは浴室についております。質問ですよね。
- 3 番 吉 田 次は、入浴料についての収支が、ここをどのように考えているかということと、入浴施設は大体何日、例えば週に何回、もう毎日入浴施設が営業されるのか、そのような営業の仕方についてお伺いしたい。
- 参事兼観光経済課長 管理センター、現在、月曜日と火曜日の午前中お休みですので、想定としては週5日から6日ということで考えております。その営業に合わせて考えてお

ります。

3 番 吉 田 それで収支。

参事兼観光経済課長 収支。

3 番 吉 田 来るお客さんに対してからの収入の量とそれと実際にそれに必要な経費の割合をどのように考えているのか。

参事兼観光経済課長 それで考えますと、週5日で考えますと……宿泊料が全部ですかね。お風呂だけですか。

3 番 吉 田 宿泊料等でも、込みでもいいです。(私語あり)

議 長 質問者が手を挙げたものに答えていただく形をお願いします。

参事兼観光経済課長 想定では、現在、想定をしたのは、宿泊料では50日で20名ということで、単価、上限額は1万円ですので、7,000円ということで想定しまして、使用回数1,000回、50日掛ける20名で700万円というような想定をしております。

議 長 あと、1名でも泊まれるか。

参事兼観光経済課長 はい。1名でも入浴料は取る計算となっております。

議 長 で、宿泊者の想定ですね。

参事兼観光経済課長 宿泊料の想定ですね。今申し上げましたとおり、50日で20名ということで、単価の7,000円と設定しますと、使用回数1,000回ですので700万円となります。温浴利用料は、課での設定では、1か月20名の10日で、12か月を掛けますと、単価1,000円、町外1,000円ですので、使用回数2,400円となりまして240万円。町内は、12か月で1か月当たり10日ということで、5名を想定しますと、単価500円の使用回数が600になりますので30万円。会議、休憩室、食事使用料を当てはめると、約1,000万円ぐらいの使用料になります。

経費につきましては、人件費が繁忙期と閑散期を想定しまして、年間約500万円、その他支出で合わせますと約980万円になりまして、差引き280万円ぐらいの収支ということで、今現在は営業シミュレーションをしております。

3 番 吉 田 ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。よろしいですか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、産業厚生常任委員会に付託の上、審議することに決定しました。